

# 国保のしくみは、どうなっているの？

## 国保に加入する人は

<p><b>1</b> お店や塾等を経営している自営業者</p> 	<p><b>2</b> 農業・漁業にたずさわっている人</p> 	<p><b>3</b> 退職などにより、職場の健康保険をぬけた人</p> 
<p><b>4</b> パート、アルバイトなどで一定の収入はあるが、職場の健康保険には加入していない人</p> 	<p><b>5</b> 臨時的事業の事業所に使用される人</p> 	<p><b>6</b> 外国人登録を行っていて、日本に1年以上滞在する人(ただし、資格適用は入国目的によります)</p> 

職場の医療保険（会社の健康保険、役所の共済組合等）に加入している人とその扶養家族、生活保護を受けている世帯以外の人、すべて国民健康保険（通称：国保）の加入者となります。

家族の区別なく、家族一人ひとりが被保険者となりますが、加入の届け出は世帯ごとに行い、世帯主が保険税を納めることとなります。

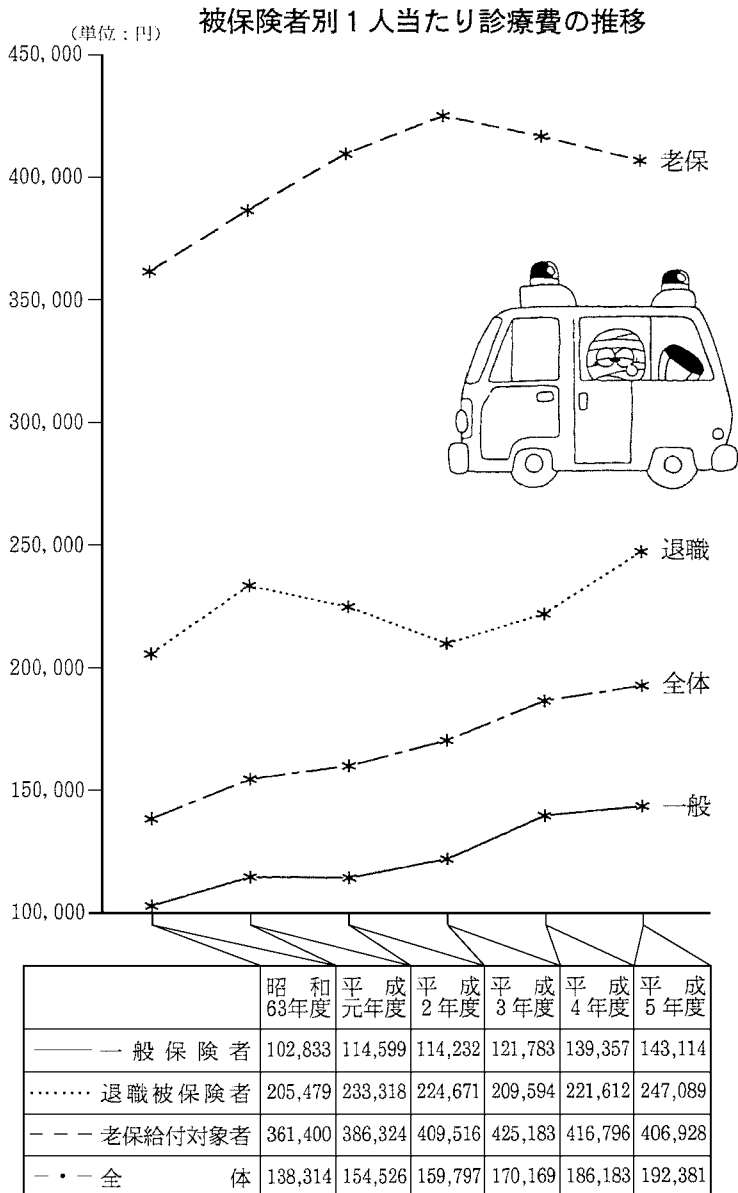
**国保に加入するときは**

国保の加入またはやめるときは

### 届け出が遅れると

届け出は、市役所保健環境課国保医療係へ十四日以内に行ってください。

保険税は、加入者が国保加入の資格を得た月の分から納めなければなりません。もし、届け出が遅れると、加入の資格を得た月までさかのぼって保険税を納めることとなります。加入手続きをした時点からというわけではありません。脱退した場合は、脱退した月の前月分までの納入となります。



## 被保険者別1人当たり診療費の推移

左の表は、過去5年間を被保険者別1人当たり医療費の推移を表したものです。平成元年度に154,526円（全体）が、平成5年度には192,381円となり、24.5%の伸びを示しており、毎年約5%ずつ伸びております。

しかし、対前年で比べると、受診率および1件当たり日数は減少しており、1日当たり費用額4.6%、1人当たり診療費は3.33%の増となっております。

1人当たり医療費とは、入院・外来・歯科の診療費総額を被保険者数で除したものの（調剤を除く）。